

# 東日本旅客鉄道株式会社 身体障害者旅客運賃割引規則

(昭和62.4.1)  
(東日本旅客鉄道株)  
公告第9号)

(適用範囲)

**第1条** この規則は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、旅客連絡運輸規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第21号）別表に定める。

(身体障害者)

**第2条** この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

(注1) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式

ア 紙様式（例）

(第一面)

7.5cm

17.5cm

身体障害者手帳

都道府県(市)名

(第二面)

3cm

氏名

住所

都道府県(市)番号

年月日交付

年月日生

原客鉄道株式会社旅客運賃割引券

第1種 身体障害者

印

東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則

(第三面)				(第四面)			
住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届 けを出してください。							
	本人の欄	現住所	転入年月日	氏名	続柄	現住所	氏名
	又は町村長の印	通社事務所の長 又は町村長の印	月日	月日	月日	月日	月日
				備考			
(第五面)				(第六面)			
身体障害者等級書に添付する	障害者名						備考
印							

イ カード様式



(注2)「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第8条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第11条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、注1に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとするができる。

2 身体障害者の割引種別は別表のとおりとし、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(介護者)

**第3条** この規則において「介護者」とは、第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者に随伴する旅客(身体障害者1人に対して1人に限る。)であって、係員が介護能力があると認める者をいう。

2 前項の介護者が使用する乗車券類は、身体障害者が使用する乗車券類と種類・乗車船区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、身体障害者が使用する乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券類の種類)

**第4条** 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車船する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種身体障害者又は12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。
- (4) 普通急行券 第1種身体障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社線の普通急行列車に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

**第5条** 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。
- (2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。

**第6条** 削除

(割引率)

**第7条** 身体障害者及び介護者に対して発売する乗車券類の割引率は、5割とする。ただし、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしない。

(割引乗車券類の購入申込み)

**第8条** 身体障害者が割引乗車券類を購入する場合は、有効な身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な割引乗車券類の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

**第9条** 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車、汽船又は自動車により乗車船する場合に限って有効とする。

(旅客運賃・料金の払いもどし)

**第10条** 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

**第11条** 身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、有効な身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

**第12条** 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

**附 則**

この公告は、昭和62年4月1日から施行する。

(附則 以下省略)

別表

身体障害者の範囲及び種別の区分

障害種別		等級及び割引種別	第1種身体障害者 (本人及び介護者)	第2種身体障害者 (本人)
視覚障害			1級から3級及び4級の1	4級の2、4級の3、 5級及び6級
聴覚又は平衡機能 の障害	聴覚障害		2級及び3級	4及び6級
	平衡機能障害		——	3級及び5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害			——	3級及び4級
肢 体 不 自 由	上肢		1級、2級の1 及び2級の2	2級の3、2級の4 及び3級から6級
	下肢		1級、2級及び3級の1	3級の2、3級の3 及び4級から6級
	体幹		1級から3級	5級
	乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	3級から6級
	移動機能	1級から3級	4級から6級	
心臓、じん臓若しくは 呼吸器又はぼうこう若しくは 直腸、小腸、ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫若しくは 肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは 呼吸器又は小腸の機能 障害		1級、3級及び4級	——
	ぼうこう又は直腸の機 能障害		1級及び3級	4級
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫又は肝臓の 機能障害		1級から4級	——

(注1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(2018年7月1日現在)によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。